

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市秋葉区総合体育館		
管理者名		指定期間	令和5年（2023年）4月1日　・　令和10年（2028年）3月31日
担当課	秋葉区役所地域総務課		
所在地	新潟市秋葉区程島2009番地		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	敷地面積　9,368.08　㎡、延床面積　5,979.69　㎡ 建築構造　鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造　2階建 主な施設内容 1階　アリーナ（2,100㎡）、多目的ルーム（180㎡）、研修室（80㎡）、会議室（70㎡）、トレーニングコーナー（100㎡）ほか 2階　アリーナ観客席545席（車椅子用6席含む）、ランニングコース（250M）ほか		

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。 (9)本市施策の方向性（秋葉区の健康増進施策の方向性である、糖尿病予防、フレイル予防、認知症予防、生活習慣病予防等の取組み）に沿った自主事業の提案・実施に努めること。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	・ホームページ等による情報提供更新が月1回以上			
	基準利用者数の達成	・利用者数年間140,000人以上			
	基準稼働率の達成	・全室場平均稼働率60%以上(利用日数/開館日数)			
	各種サービス別満足度	・利用者アンケートで「5段階で3以上」が80%以上			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には7営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
	地域連携・社会貢献活動	・社会貢献活動(地域連携事業)年1回以上実施			
	本市施策に合致したサービス提供	・本市施策に合致した自主事業(スポーツ教室等)を年間1,850コマ以上実施 ・教室参加者年間延べ20,000人以上			
財 務	利用者一人当たりのコスト削減額	・利用者1人当たりコストを全施設で350円以下			
	管理運営経費削減への取り組み	・管理運営経費を抑えるための取組を毎年5項目以上			
	市の歳入の増加	・施設使用料収入が年間18,000千円以上(但し、免除の状況を考慮し評価する)			
業 務	事業計画・事業報告の適切さ	・事業報告が分かりやすく、かつ正確である ・事業報告の締切厳守			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練を年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されているか(避難の誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施			
	自己管理システム	・事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	事故防止の取組	・補償を伴う事故発生件数 0件			
	関係法令の遵守	・個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修を年1回以上実施			
	業務基準書等に定める事項の遵守	・その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人 材	配置人員のスキルの習得度	・職員研修を年2回以上実施			
	労働基準の充足	・労働関係法令の遵守			

【評価基準】 A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている B:要求水準(評価指標)が達成されている C:要求水準(評価指標)が達成されていない ※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)
--

指 定 管 理 者 記 載 欄 (ア ピ ー ル し た い 事 項 ・ 未 達 成 項 目 へ の 改 善 策 等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)
現地調査日:令和 年 月 日